

埼玉県有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業費補助金交付要綱

医 第 1 8 8 2 号

平成26年3月11日

最終改正医第787号

令和7年10月22日

(趣旨)

第1条 スプリンクラー等防火対策整備については、火災が発生した際、被害の甚大化を防ぐために必要不可欠なものであるが、設置義務がかかっていない施設においては、設置率が極めて低い。そこで、スプリンクラー等が設置されていない有床診療所等に対し、スプリンクラー等を整備するための財政援助を行い、速やかに安全を確保することを目的として予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付の対象は、平成26年3月7日付け医政発0307第3号厚生労働省医政局長通知「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施について」に基づいて実施する事業とする。

(事業計画の策定)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、事業の実施に係る所要額に関する調書及び事業に関する計画書を様式第1号別紙（1）及び別紙（2）により作成し、別に定める日までに知事に対して提出するものとする。

(補助対象外経費)

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる費用については補助の対象外とする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) その他整備費として適当と認められない費用

(補助額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出さ

れた額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表の第1欄に掲げる区分ごとに第2欄に掲げる基準額と第3欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定した額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者は、別に定める日までに知事に対してこれを提出するものとする。

(添付書類)

第7条 規則第4条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を記載した書類の添付は、これを要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 工事設計図

(2) 工事仕訳書

(3) 歳入歳出予算書の抄本

(4) その他参考となる資料

(交付の条件)

第8条 この補助金の交付の決定には、規則第6条第1項各号に掲げるもののほか、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならないこと。

(2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。

(5) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。

(6) 事業を行うために締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

(7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及

び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第2号により知事に速やかに報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づいて報告を行うこと。

また、この報告に基づいて、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがあること。

- （8）この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- （9）この補助金を補助対象経費以外に使用してはならないこと。
- （10）偽りその他不正の手段によりこの補助金の交付を受けてはならないこと。

（軽微な変更）

第9条 規則第6条第1項第1号の規定により知事が定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- （1）当該補助事業等により整備する設備及び装置の設置場所の変更で、機能を著しく変更しないもの。
- （2）当該補助事業等に係る建物の規模、構造又は用途の変更で、当該建物の機能に著しい変更を生じさせないもの。

（変更申請手続）

第10条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更するため変更交付申請を行う場合は、第6条及び第7条に準じた手続により行うものとする。

（交付決定通知書の様式）

第11条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

（補助金の概算払）

第12条 知事は、必要があると認める場合は、予算額の範囲内において概算払をすることができる。

（遂行状況報告）

第13条 第2条の事業を実施する事業者は、毎年度9月末日及び12月末日現在の当該事業の遂行の状況を、それぞれ翌月10日までに様式第4号により知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第14条 規則第13条に規定する実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとし、その提出期限は事業完了後15日以内又は事業年度の3月15日のいずれか早い日までとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、様式第6号による年度終了実績報告書を事業年度の3月31日までに提出するものとする。

（添付書類）

第15条 前条の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）経費所要額精算書
- （2）事業実績報告書
- （3）歳入歳出決算（見込み）書の抄本
- （4）補助事業完了後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真
- （5）契約書、領収書、検収調書等の写し
- （6）補助事業完了後の建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示すこと。）
- （7）補助対象区域の工事設計図面及び工事仕訳書
- （8）その他参考となる資料

（確定通知書の様式）

第16条 規則第14条に規定する確定通知書の様式は、様式第7号のとおりとする。

（補助金の返還）

第17条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその金額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分について返還を命ずるものとする。

（暴力団排除に関する誓約）

第18条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

2 知事は、補助事業者が別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反したことが判明した場合には、交付決定を取り消し返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成26年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から適用する。

別表（第5条関係）

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
スプリンクラー整備事業	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は（１）、（２）に限り１施設当たり2,460千円を加算する。 （１）通常型スプリンクラー 対象面積 1 m²当たり 基準単価24千円 （２）水道連結型スプリンクラー 対象面積 1 m²当たり 基準単価23千円 （３）パッケージ型自動消火設備 対象面積 1 m²当たり 基準単価28千円 （４）消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条適用設備 対象面積 1 m²当たり 基準単価27千円	スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備を含む。）整備のために必要な工事費又は工事請負費	2分の1
自動火災報知設備整備事業	自動火災報知設備を新設する場合 1施設当たり1,279千円	自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費	定額

別紙（第 18 条関係）

暴力団排除に関する誓約事項

当時業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業者の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（５）補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（１）から（４）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（６）補助事業を実施するに当たり、法人等が、（１）から（４）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（５）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。